

大津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が職員の処遇を改善することを目的として賃金の改善等を行うのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所等における職員の確保及び継続的な就業を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者、法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）及び認定子ども園法第2条第6項に規定する認定子ども園をいう。
- (2) 職員 保育所等に勤務する職員（経営に携わるものを除く。）であって、次のア及びイのいずれにも該当するものをいう。
 - ア 1日の勤務時間が休憩時間を除き6時間以上であること。
 - イ 1月の勤務日数が20日以上であること。
- (3) 新規採用保育士 保育所等（保育所、幼保連携型認定子ども園（認定子ども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下同じ。）、保育所型認定子ども園（大津市認定子ども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）第5条第4項に規定する保育所型認定子ども園をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業所A型（大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。以下同じ。）に限る。以下この号において同じ。）の設置者が、この要綱による大津市保育士等処遇改善費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする年度において新たに採用した保育士（保育所及び小規模保育事業所A型の保育士（法第18条の4に規定する保育士をいう。）、幼保連携型認定子ども園の保育教諭（認定子ども園法第15条第1項に規定する保育教諭をいう。）並びに保育所型認定子ども園の教育・保育従事職員（大津市認定子ども園の認定の要件を定める条例第4条第2項に規定する教育・保育従事職員をいう。）をいう。以下この号において同じ。）であって、次のア及びイのいずれにも該当するものをいう。ただし、当該保育所等における採用の日前6月以内において市内の他の保育所等で保育士として勤務したことがある者を除く。
 - ア 1日の勤務時間が休憩時間を除き8時間以上であること。
 - イ 1月の勤務日数が20日以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、保育所等の設置者とする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

2 職員処遇改善事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、職員の賃金の改善に係る計画を策定し、補助事業の実施によって得られる賃金改善（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第21号に規定する処遇改善等加算Ⅰ（以下「処遇改善等加算Ⅰ」という。）、同条第35号の5に規定する処遇改善等加算Ⅱその他補助金と同様の趣旨により交付される金銭によるものを除く。）の内容を職員に対して周知しなければならない。

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育士等処遇改善費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、前条第2項の計画を記載した書面を添付しなければならない。

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育士等処遇改善費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育士等処遇改善費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市保育士等処遇改善費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、当該変更後の第4条第2項の計画を記載した書面を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育士等処遇改善費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市保育士等処遇改善費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市保育士等処遇改善費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市保育士等処遇改善費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育士等処遇改善費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、補助事業に要した費用総額の精算内訳を添付しなければならない。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育士等処遇改善費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育士等処遇改善費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（事前交付請求に係る交付申請書）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育士等処遇改善費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育士等処遇改善費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後5年間、補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え付けておかななければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第16条の規定は、同項に定める日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

補助事業及び補助対象経費	補助金の額
1 職員処遇改善事業 職員の賃金改善に要する人件費	1月につき、次に掲げる額を合計した額 (1) 勤続年数（4月1日現在における処遇改善等加算Ⅰの算定に用いる勤続年数をいう。以下同じ。）が8年未満である職員の各月の初日における数に、5,000円を乗じて得た額

	(2) 勤続年数が8年以上である職員の各月の初日における数に、9,000円を乗じて得た額
2 新規採用保育士処遇改善事業 新規採用保育士の採用時に給付金を支給するのに要する経費	新規採用保育士1人につき50,000円

様式第1号（第5条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市保育士等処遇改善費補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 額 （ 内 訳 ）	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	

大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付で申請のあった大津市保育士等処遇改善費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第6条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付で申請のあった大津市保育士等処遇改善費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市大津市保育士等処遇改善費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市保育士等処遇改善費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第8条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育士等処遇改善費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第9条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第9条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第10条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育士等処遇改善費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
添 付 書 類	補助事業に要した費用総額の精算内訳

様式第13号（第11条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第12条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育士等処遇改善費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

様式第15号（第13条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育士等処遇改善費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補助金を事前交付請求する理由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

様式第16号（第14条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第15条関係）

大津市保育士等処遇改善費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等処遇改善費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等処遇改善費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。